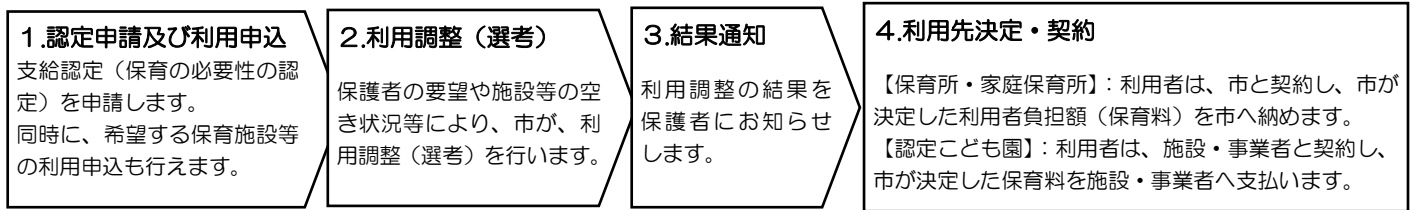


■新規入所の手続き【2号・3号】（保育の必要性あり）



1. 2号認定・3号認定の施設利用申込について

（1）利用の申込ができる方

次の（ア）または（イ）に該当し、（ウ）の要件を満たす場合に利用申込ができます。

（ア）お子さんと保護者が豊中市に住んでいて、住民登録がある。

（イ）豊中市内へ転入予定の方。※ 必要な提出書類についてはP.11 参照。

（ウ）保護者が次のいずれかの保育の必要性の事由に該当する。（事由の詳細についてはP.4 参照）

- ① 就労（恒常的に実働月 64 時間以上が必要）
- ② 妊娠・出産（出産月の前 2 ヶ月から出産日の後 2 ヶ月）
- ③ 保護者の疾病・障害
- ④ 同居親族の介護・看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動（起業準備を含む）
- ⑦ 就学（職業訓練校等での職業訓練を含む。通信教育は含まない。）
- ⑧ 児童に虐待やDVのおそれがある
- ⑨ 育児休業取得中に既に保育を利用しているお子さんがいて継続利用が必要であること
- ⑩ 【2021年3月末で廃止】障害児等で特に集団保育が必要な場合（事前相談及び保育観察が必要）
- ⑪ その他、上記に類する状態として市が認める場合

<注意事項>

- 認定申請・施設の利用申込はお子さんの出生後から可能です。妊娠中の手続きはできません。
- 入所を希望するお子さんのきょうだいの方が児童発達支援センターの親子通所をされている場合、親子で療育の学びの場ととらえ保育を必要とする事由としておりますが、単独通所になられた場合には、入所を希望するお子さんの保育を必要とする事由がなくなります。きょうだいの方の介護が必要な場合は、「保育を必要とする事由証明書」(3)の欄に医師などの証明が必要となります。
- ⑥求職活動が事由の場合は「保育を必要とする事由証明書」(5)の欄の就労の誓約書を記入の上、市の指定する期日（支給認定終了の前月 25 日）までに勤務にかかる保育を必要とする事由証明書の提出をしたうえで、90 日以内に就労してください。就労を開始された場合は、(1)の就労の証明を勤務先で受けて支給認定終了日までご提出ください。
求職活動の事由で支給認定ができるのは、求職活動期間に関わらず年度内（4月～翌3月）1回限りとなります。年度をまたいで求職活動の支給認定期間がある場合は、両年度とも求職活動の支給認定を利用したとみなします。
一度年度内で求職活動の事由で支給認定された場合は、同年度で退職等があった場合であっても再度求職活動での支給認定ができません。市の指定する期限までに求職活動以外の事由が確認できる「保育を必要とする事由証明書」を提出できない場合は支給認定終了日をもって退所となります。市の指定する期限後に事由が確認できる「保育を必要とする事由証明書」の提出があった場合でも支給認定期間は延長せず、支給認定終了後は退所となります。
「求職活動」を事由として1号から2号へ切り替えを希望する場合は、「内定中」である保育を必要とする事由証明書等が必要です（就労誓約書への申し立てのみでの切り替え申し込みはできません）。
- ⑩保育観察を受けて「障害児等で特に集団保育が必要」と認められた場合に限ります。なお、申し込み前に必ずこども事業課または児童発達支援センターへお子さんについての相談支援を受け、お子さんの保育方針・その他必要なことについて関係機関の協力・助言及び指導を受けてください。
- 障害児保育についての事前相談：こども事業課（Tel：06-6858-2257）
児童発達支援センター（Tel：06-6866-2360）

(2) 保育時間、開所日・休所日

開所時間	午前7時00分～午後7時00分 *認定こども園穂積幼稚園は午前8時00分～午後7時00分まで開園 *認定こども園北丘聖愛園・保育所びよびよルームとよなか園は午前7時00分～午後8時00分まで開園 *豊中文化幼稚園は午前7時30分～午後6時30分まで
保育時間	保育標準時間 午前7時00分～午後6時00分 保育短時間 午前9時00分～午後5時00分 *上記時間を超えて保育を利用する場合は延長保育料がかかります。(詳しくはP.27参照)
開所日	月曜日～土曜日 *各施設の開所日については、施設一覧をご覧ください。
休所日	日曜日、祝日、12月29日～1月3日

(3) 認定申請、利用申込手続きについて

受付期間	随時受付(土、日、祝、年末年始を除く) *5月～1月入所希望の場合は、入所希望月の前月5日までに利用申込必要。 ※ただし、2月・4月入所希望の場合は、次のとおりになります。 ①12月26日(2021年2月・4月は12月25日)までに利用申込が必要。 ②障害児保育の次年度の入所相談は前年10月広報参照。 ③4月入所希望で①の申込締切後、市が定める日までに利用申込された方は2次選考対象となります。 *3月選考は行っておりません。
受付時間	午前9時00分～午後5時15分
受付場所	豊中市役所こども未来部子育て給付課 (第二庁舎3階 06-6858-2252/2253) *郵送での申込は原則受付けていません。 *子育て支援センターほっぺ(すこやかプラザ2F)、各認定こども園・保育所(家庭保育所除く)でも申込書の提出ができます(施設一覧参照)。 ただし、各施設等への提出については、月曜日～金曜日の間をお願いします。 提出書類に不備がある場合は、子育て給付課よりご連絡する場合があります。

※申込にはできるだけ保護者の方がお越しください。

(4) 支給認定申請・施設利用申込に必要な書類

ア 全員の方が提出必要な書類

提出書類	備考
<input type="checkbox"/> 施設型給付・地域型保育給付費支給認定申請書	様式掲載：巻末
<input type="checkbox"/> 利用調整申込書兼児童台帳 (2号・3号施設型給付・地域型保育給付)	様式掲載：巻末
<input type="checkbox"/> 保育認定の事由を証明する書類 (父母ともに必要)	事由により必要書類が異なります。事由ごとの必要書類は下記表参照。保護者が別居中の場合でも同様です。

<保育認定の事由を証明する書類>

保育の必要な事由	必要書類
就労	保育を必要とする事由証明書(1)就労の証明
妊娠・出産	母子手帳のコピー(保護者氏名と分娩予定日のわかるページ) または出産予定証明書
保護者の疾病・障害	保育を必要とする事由証明書(2)医師等の証明
同居親族の介護・看護	保育を必要とする事由証明書(3)医師等の証明
災害復旧	罹災証明書
求職活動	保育を必要とする事由証明書(5)就労予定者の誓約
就学	保育を必要とする事由証明書(4)在学証明 (児童発達支援センターへの親子通園(予定)の場合は児童発達支援センター通所利用誓約書)
育児休業取得中の継続利用	保育を必要とする事由証明書(1)就労の証明(休職の場合)
【2021年3月末で廃止】 障害児等で特に集団保育が必要な場合	事前にこども事業課または児童発達支援センターへご相談ください こども事業課(Tel:06-6858-2257) 児童発達支援センター(Tel:06-6866-2360)

【新規入所の手続き 2号3号】

イ 該当する方は提出が必要な書類

提出書類	提出が必要な場合
<input type="checkbox"/> 復職証明書【豊中市書式】	育児休業取得中に申し込んで復職された場合 *育児休業期間として証明されている期間を過ぎている場合は、育児休業の延長の証明または復職証明書を提出してください。提出が無い場合、利用調整については「就労」または「求職中」の選考要件として取り扱います。
<input type="checkbox"/> 賃貸契約書・売買契約書・工事請負契約書 (物件の所在地及び入居日または家屋の引き渡し日が明記されたもの)	豊中市外に住民票があるが入所日までに豊中市内に転入予定である場合 *同居の場合は、豊中市内の同居受入側の世帯主および市外から転入する側の世帯主による下記の記載がある同居する旨の誓約書が必要です。 ・同居予定日 ・転入予定者全員の氏名 ・同居する住所 ・受入側の世帯主の住所・署名・捺印 ・転入する側の世帯主の住所・署名・捺印
<input type="checkbox"/> 医師の診断書 (集団生活が可能である旨がわかるもの)	先天性疾患 (心室中隔欠損、川崎病、てんかん等)のあるお子さんの場合
<input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> ひとり親家庭医療証 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本	ひとり親世帯の場合 (いずれかの写し)
<input type="checkbox"/> 生活保護受給証明書	生活保護受給中の場合

<注意事項>

- 選考時に必要書類がそろわない場合、保育を必要とする事由が正確に把握できず、世帯の状況を考慮することができないため選考は行いません。
- きょうだいで利用申込する場合、支給認定申請書・利用調整申込書はお子さんの人数分必要となります。保育を必要とする事由証明書も人数分必要ですが、原本とコピーで結構です。
- 希望施設数は、送迎可能な範囲でお選びください。申込後の追加・変更は、変更届の提出が必要です。
- 入所の申込については、申込日からおおむね2ヶ月前までに発行された書類を提出してください。

Q きょうだいで1号認定と2号認定・3号認定が混在していてもよいのでしょうか。

構いません。ただし、2号認定・3号認定を受けるには、保育を必要とする事由を満たす必要があります。

(5) 利用調整申込の提出期限

2号・3号の選考にかかる書類の提出期限は下記のとおりです。

提出期限
5月～翌1月入所・・・入所希望日の前月5日まで
<u>2月入所・・・前年12月26日まで(2021年2月選考は12月25日まで)</u>
<u>4月入所(一次選考)・・・前年12月26日まで(2021年4月選考は12月25日まで)</u>
<u>4月入所(二次選考)・・・2月25日まで</u>

*入所希望日の提出期限を過ぎて提出された利用調整申込については、翌々月(入所希望日の翌月)の選考から対象者となります。

2. 申込後の利用調整（選考）について

保育必要認定（2号・3号認定）を受けて利用申込みされた方は、市が一括して利用調整を行います。

豊中市全体で0～2歳の乳幼児を中心として申込者が多く、保育認定を受けても利用調整により希望の施設に入所できないケースもあります。

なお、平成27年5月入所以降の利用調整は、下記の基準に基づいて行っています。

下記の基準での利用調整においては、豊中市在住者（転入予定での申込を含む）を、他市在住者より優先します。

（1）利用調整（選考）基準

利用申請が施設の受け入れ可能な人数を超えた場合には、豊中市保育施設等の利用調整に関する基準（利用調整基準）に基づき利用調整を行います。

利用調整基準は①から順番に選考となります。

- ① 障害児等で特に集団保育を必要とする児童（4月入所のみ）
- ② 入所中の施設での、上のクラス年齢がない場合、もしくは、その施設が閉所した場合において、転所しなければならない児童（引き上げ転所）
 - きょうだい転所希望先を既に利用中の場合（1号認定利用含む）は、優先になります。
 - 希望施設の受け入れ枠以上の希望がある場合、抽選による選考を実施します。
 - 『「夢・はぐくむ」公立こども園整備計画』に基づいて廃園となる公立こども園については、転所先が決まっているため引き上げ転所の対象とはなりません。
- ③ 上記②以外で転所を希望する児童
 - 転所の申込み順で利用調整を行います。ただし、きょうだい転所希望先を既に利用中（1号認定利用含む）の場合は優先になります。なお、きょうだいのいない方が選考時において転所の申込みから1年以上（申込日の有効となる選考基準月から数えて12カ月目以降）の場合は、1年未満できょうだいがいる方よりも優先になります。
 - 同じ受付日で、同じきょうだいの利用状況の方が並ばれた場合には、次項（2）利用調整（選考）方法の④（きょうだい転所希望保育所に入所中を除く）、⑤の基準により調整します
 - 上記「①障害児等で特に集団保育を必要とする児童」として入所した場合、年度途中での転所はできません。毎年4月での転所を受け付けてさせていただきます。
- ④ 施設を新規利用したい児童
 - 保育を必要とする事由に該当している世帯の中で、次項（2）利用調整（選考）方法に基づいて利用調整します。

（2）利用調整（選考）方法

- ① 基礎要件（次項表（ア））と加算要件（次項表（イ））の指数の合計点の高い世帯のお子さんから内定
 - 保護者の指数をすべて合計します。（父子母子世帯の場合は加算要件で加算します。）
 - （イ）加算要件は該当する項目すべてを加算できます。ただし、各項目について内容を証明する書類を提出していただきます。
- ② ①で同点の場合は入所希望月（選考基準月）からの経過月数が長い順から内定
 - 内定を辞退した場合、入所希望月（選考基準月）が辞退された翌月になります。
- ③ ②で経過月数も同じ場合は、当該保育施設の希望順位の高い順から内定
- ④ ③で同順位の場合は調整要件（次項表（ウ））の指数の合計点の高い世帯のお子さんから内定
- ⑤ ④で同点の場合は世帯の所得状況（市民税所得割額）の低い世帯を優先して内定

（ア）基礎要件（該当する要件の「保育を必要とする事由証明書」の証明が必要です）

【新規入所の手続き 2号3号】

＜保育施設等の利用調整に関する基準＞基礎要件:保護者それぞれにおいて指数の高い1つの要件のみ算定

保育必要事由	基礎要件【2019年10月選考以降】	指数
就労	家庭外就労・月120時間以上（保育標準時間相当）	100
	家庭外就労・月64時間以上～120時間未満（保育短時間相当）	90
	家庭内就労・月120時間以上（保育標準時間相当）	95
	家庭内就労・月64時間以上～120時間未満（保育短時間相当）	85
	内定	75
疾病・障害	長期入院、常時病臥等である場合（入院期間・安静加療期間に限る）	121
	日常生活での動作及び行動が著しく困難な状態である場合、または日常生活に常時介護が必要である場合	111
	日常生活に支障があり、月10日以上通院加療が必要な場合	105
	日常生活に支障があり、月4日以上通院加療が必要な場合	95
	日常生活に支障があり、月1日程度の通院加療が必要な場合	71
介護・看護	同居の親族が日常生活での動作及び行動が著しく困難な状態である場合、または日常生活に常時介護が必要である場合、または絶対安静の状態である場合で、常時自宅で介護・看護が必要な場合	110
	同居の親族が日常生活での動作及び行動に支障があり、自宅において見守りが必要な場合	89
就学	きょうだいが児童発達支援センターへ親子通所（予定含む）の場合（児童発達支援センター親子通所利用誓約書が必要）	84
	月120時間以上（保育標準時間相当）	94
	月64時間～月120時間未満（保育短時間相当）	84
求職活動 （月64時間未満の就労含む）	月40時間以上64時間未満の就労中（家庭外就労・家庭内就労含む）	75
	月40時間未満の就労中（家庭外就労・家庭内就労含む）	50
	求職活動	10
災害復旧	災害復旧	140
妊娠出産	産前産後（各2ヶ月）※母子手帳のコピー（保護者氏名と分娩予定日のわかるページ） または出産予定証明書が必要	85

【指数の読み替えについて（2019年10月選考からの指数）】

- ・内職は家庭内労働とみなします。
- ・疾病障害は、現在提出されている事由証明書で「入院中」であることが確認できる場合は121点に読み替え、「疾病障害により保育が困難または支障がある」場合は、通院日数により105点、95点、71点のいずれかに読み替えます。（ただし、就労等の他の指数の高い事由が確認できる場合は、そちらへ読み替え個人加点を行います）
- ・介護看護：現在提出されている事由証明書で、介護看護のため保育が困難な場合は110点、保育に支障がある場合は89点に読み替えます。（ただし、就労等の他の指数の高い事由が確認できる場合は、そちらへ読み替え個人加点を行います）
- ・その他、変更がある指数については変更後の指数に読み替えて選考します。

(イ) 加算要件：該当する要件すべてを加算（ただし内容を証明する書類の提出が必要）

世帯加算要件【2019年10月選考以降の世帯加算】	指数
父子母子世帯（18歳以上65歳未満の同居親族等がない場合）※ひとり親の証明書類が必要	120
父子母子世帯（18歳以上65歳未満の同居親族等がある場合）※ひとり親の証明書類が必要	110
生活保護世帯 ※生活保護受給証明書が必要	10
育休・産休復帰（ただし入所後14日以内かつ入所の属する月内の復職が可能であること。基礎要件が「就労」の場合のみ対象。職場復帰が見込めない場合は該当しません。）※保育を必要とする事由証明の「休職中の場合」に育児休業期間の証明が必要	5
単身赴任 ※次の①②両方の提出が必要 ①保育を必要とする事由証明書の「単身赴任中の場合」に単身赴任の証明が必要 ②単身赴任先で実際に居住している居住の契約書（単身赴任先に住民票がある場合は不要）	2
認可外に在園（事業所内保育所を含む。定期利用している場合のみ）※認可外在園証明書が必要	5
入所希望児童が多胎児の場合	1
DV ※第三者機関からの通知が必要	2
2号認定及び3号認定児童の受け入れのある市内の特定教育・保育施設に内定中または勤務中で育休・産休から復職予定の保育士・保育教諭・幼稚園教諭*・小学校教諭*・養護教諭*の方。 *ただし幼稚園教諭（認定こども園以外）・小学校教諭・養護教諭の方については、「子育て支援員研修（地域型保育コース）」の修了が必要となります。 ※資格証等の証明書が必要	7
入所内定を辞退した場合 【2020年4月一次選考の辞退から適用】 （辞退した児童にのみ適用。申請を取り下げて再度新規申請した場合も減点は引き継がれます。）	辞退1回につき-1

個人加算要件【2019年10月選考以降の個人加算】 （保護者一人につき同じ種類の加算を複数適用することは不可）	指数
疾病・障害（基礎要件が「疾病・障害」の方を除く） ※保育を必要とする事由証明書の「疾病・障害」欄に医師の証明が必要（「支障なし」は除く）	5
同居親族の介護・看護（基礎要件が「介護・看護」の方を除く）※保育を必要とする事由証明書の「介護・看護」欄に医師の証明が必要（「支障なし」は除く）	4
別居親族の介護・看護 ※保育を必要とする事由証明書の「介護・看護」欄に医師の証明が必要です（「支障なし」は除く）	2

(ウ) 調整要件

要件【2019年10月選考以降の調整要件】	指数
雇用主が保護者の配偶者又は三親等以内の親族であり、保護者が扶養控除、配偶者控除又は配偶者特別控除の対象となっている場合	-1
就労日数	十週の勤務日数
子ども（18歳未満）の数が多世帯	人数分+1
きょうだいが希望保育所へ入所中	1
18歳以上65歳未満の同居親族（父母以外）がいる場合	人数分-1

(3) 認定こども園在籍児の認定変更に伴う利用調整（選考）方法

- ① 在籍児の認定変更（1号→2号）と転所及び新規に入所希望される方（2号）との利用調整をする場合は、在園児を優先します。
その他の基準は、利用調整（選考）方法①～⑤のとおりとします。他市在住の児童については市町村からの依頼を受けているものに限り、優先の取扱いをします。
- ② 在園児間で利用調整する場合（1号→2号）は、申込日順とします。同日および他市在住児童の場合は＜利用調整方法＞①～⑤のとおりとします。

(4) 利用申込継続確認について

【新規入所の手続き 2号3号】

毎年9月時点で入所申込中の方を対象に、10月に次年度4月以降の利用調整の継続手続きを行います。

ご自宅へ継続申込を郵送しますので、希望施設や世帯状況などを確認のうえ、子育て給付課へ提出・返送してください。

対象であるにもかかわらず、11月中旬までに継続申込書が届かない場合は必ずご連絡ください。

継続手続きをされない場合は、翌2月選考をもって申込を取り消されたものとして取り扱います。

*継続確認の時期については年度によって前後することがあります。

(5) 施設利用申込中の各種手続き

①以下の場合には書類の提出が必要です。

提出が必要な場合	提出書類
<ul style="list-style-type: none"> ● 市内で転居する場合 ● 世帯状況や家族構成に変更がある場合 ● 入所希望日・希望保育所を変更したい場合 ● 保育を必要とする事由に変更がある場合 ● 市外へ転出する場合（利用申込は取消しになります） 	<input type="checkbox"/> 利用調整申込書兼児童台帳・変更届
施設の利用を内定辞退する場合	<input type="checkbox"/> 辞退届

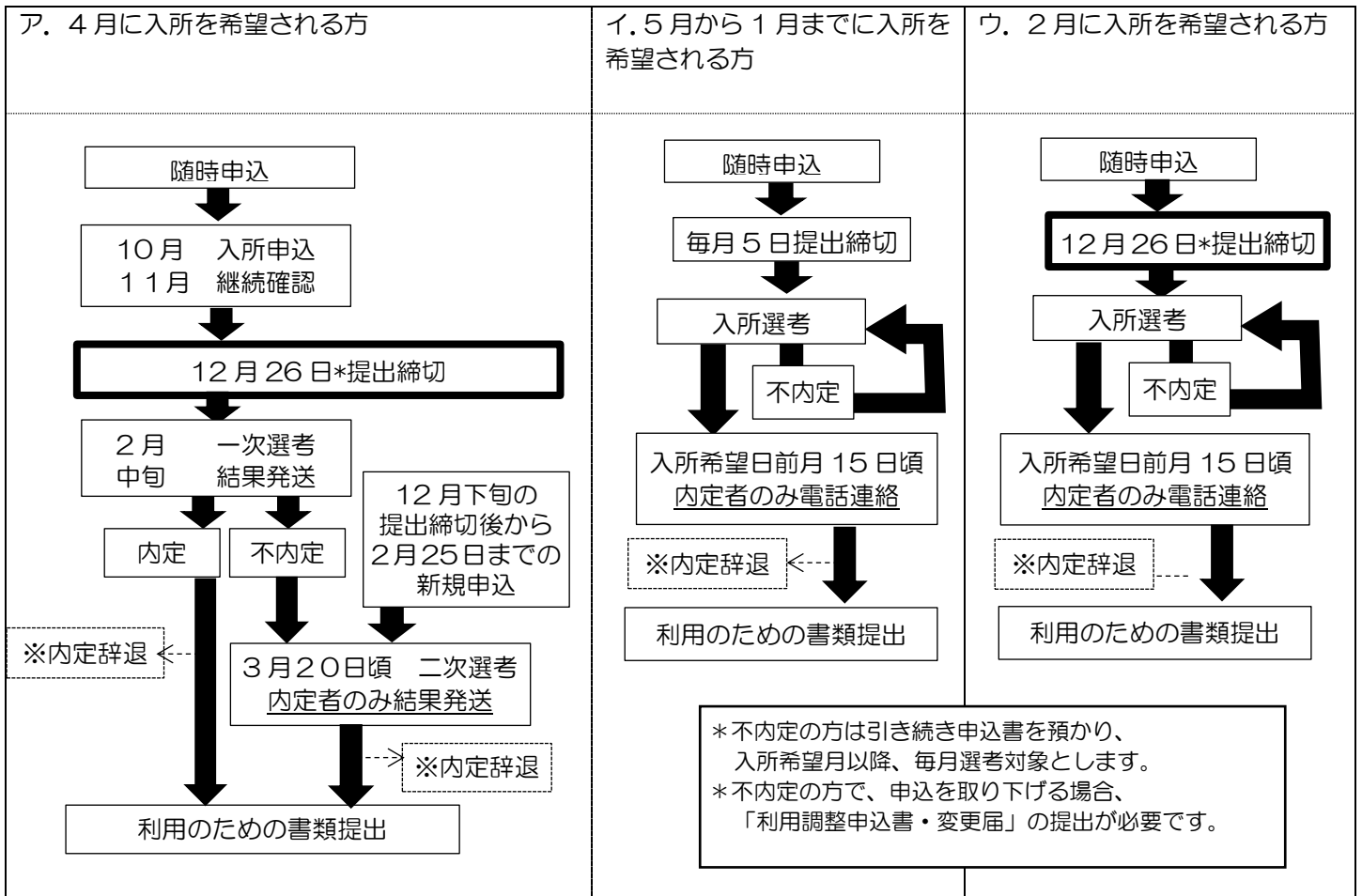
②書類提出期限

①の書類の提出期限は下記のとおりです。

提出期限
5月～翌1月入所・・・入所希望日の前月5日まで <u>2月入所・・・前年12月26日まで（2021年2月選考は12月25日まで）</u> <u>4月入所（一次選考）・・・前年12月26日まで（2021年4月選考は12月25日まで）</u> <u>4月入所（二次選考）・・・2月25日まで</u>

入所希望日の提出期限を過ぎて提出された変更については、翌々月（入所希望日の翌月）の選考から適用となります。

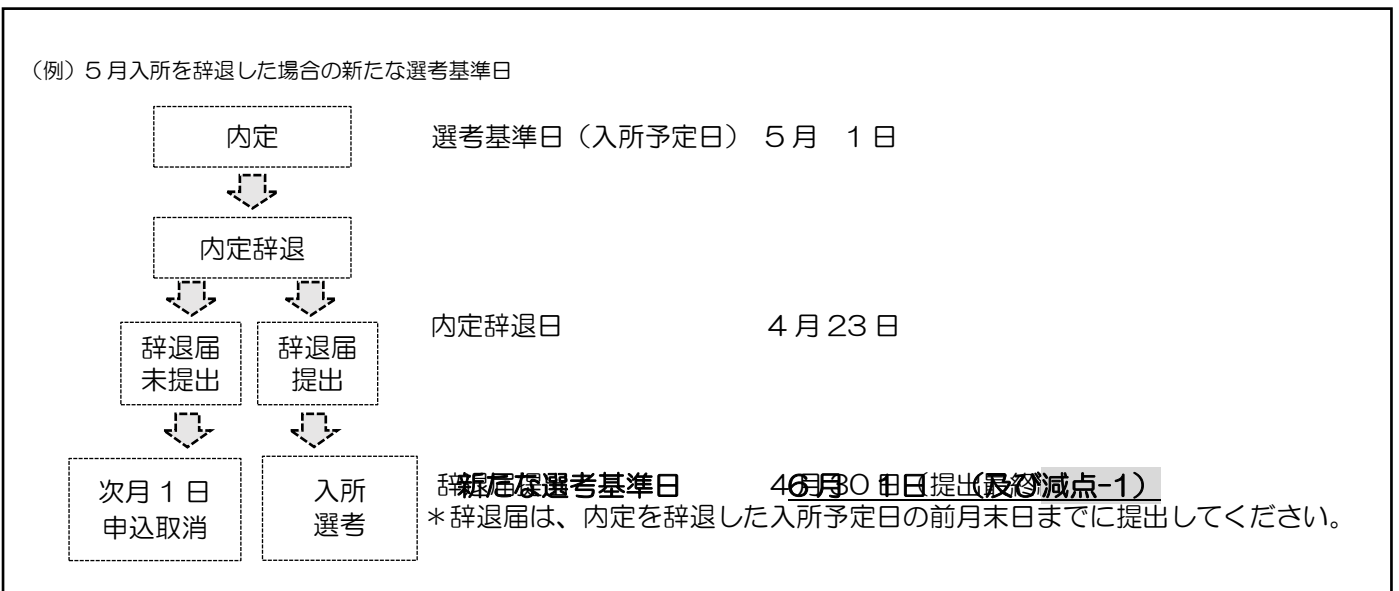
(6) 利用調整（選考）結果について



*2021年2月および4月選考の締め切りは2021年12月25日となります。

<※内定を辞退された場合>

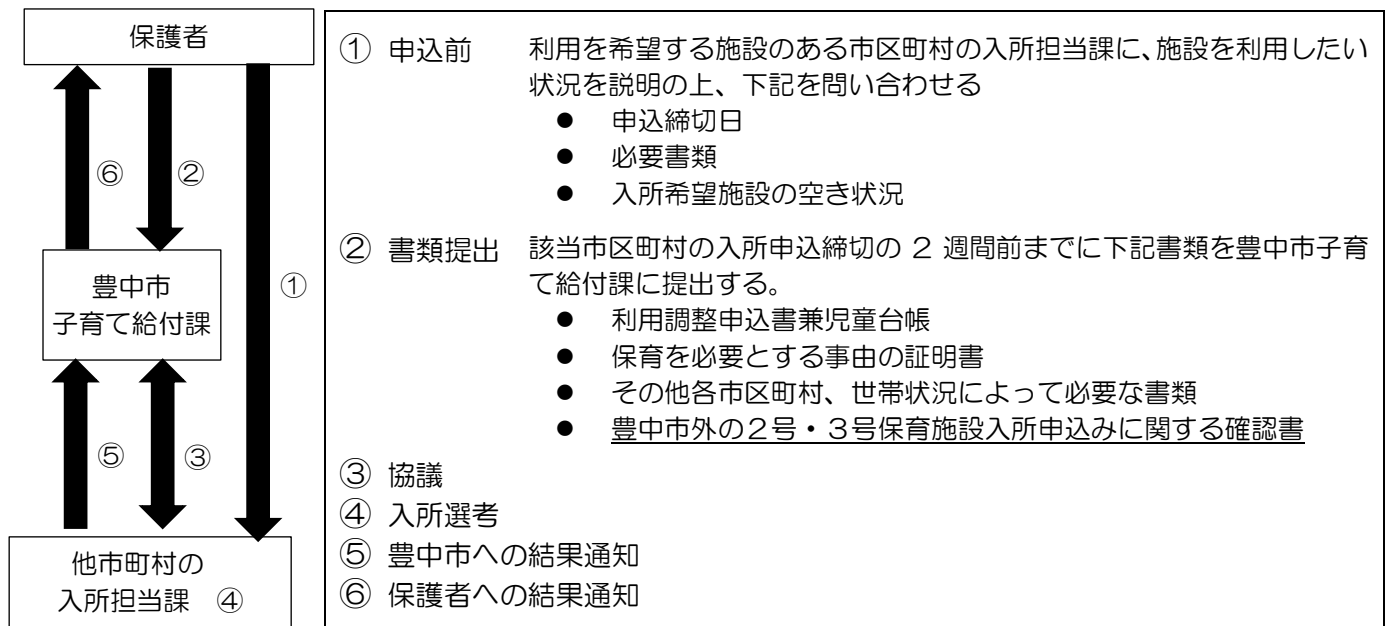
- ・ 辞退届は、内定を辞退した入所予定日の前月末日までに提出してください。
- ・ 辞退届を提出された場合、**減点し***、かつ**辞退した入所予定日の翌月1日を新たな選考基準日とし**、次月以降も入所選考を継続します。（*減点は2020年4月の一次選考の辞退から適用します。）
 選考基準日が変わることにより、不内定の場合の次月以降の選考における入所希望月からの経過月数はリセットされます。
- ・ 辞退届を提出されなかった場合、申込を取消し、次月以降は選考対象となりません。
- ・ **1月、2月選考における内定を辞退した場合は、4月一次選考の対象とはならず、4月二次選考から対象となりますのでご注意ください。**



3. 市内から市外施設への入所について

「保育を必要とする事由」に該当する世帯で、勤務先がある市外の施設や、通勤途中の市外の施設、また市外に引越し予定で市外の施設の利用を希望する場合は、通常と手続きが異なります。

(1) 利用手順



(2) 注意事項

すでに市外施設を利用中の場合でも、年度ごとの申込（協議）が必要となり、該当市町村の選考により利用が決定されるため、継続して利用できないことがありますのでご了解ください。

4. 市外から市内施設への入所について

入所日までに豊中市内に転入する予定がない場合、豊中市に直接施設利用を申込みことはできません。住民票がある市町村から豊中市への協議依頼が必要になりますので、該当市町村で施設利用の申込みをしてください。

<注意事項>

- 該当市町村からの協議依頼締切日は、豊中市民の方の申込締切日と同様、入所希望月の前月5日（2月・4月入所希望時は12月26日（2021年2月・4月は12月25日まで）。締切日が土曜日、日曜日の場合は翌開庁日）です。
- 選考は豊中市民が優先となります。
- 家庭保育所・ポピンズキッズルームの定期利用枠は利用申込みができません。
- 保育料は支給認定を受ける市町村の金額になります。
- 私立認定こども園の在籍児で、認定を1号から2号の利用に切り替える際も同様の手続きが必要です。
- 年度ごとの申込が必要です。
- 転所・引上転所はできません。
- 配慮を要するお子さんは市外からの受入れをしていません。

5. 障害児等で特に保育を必要とするお子さんの申込について

障害をお持ちのお子さんや発達面で配慮が必要なお子さんで、保育観察の結果、当該児童自身に集団保育が必要であると認定された場合、4月選考において一番最初に選考を行います。

2021年4月以降は、当該児童自身に集団保育が必要であることに加えて、すべての保護者に保育を必要とする事由が必要となります。

(1) 受付方法

1号認定は8月頃、2号・3号認定は10月頃に受付期間を設けて実施します。
受付期間および方法についての詳細は広報誌「広報とよなか」にてお知らせします。
希望される方は、障害児保育と施設入所の申し込みの両方を行ってください。
なお、事前に児童発達支援センターまたはこども事業課へ必ずご相談ください。

【問い合わせ】

- ・障害児保育についての事前相談 : こども事業課 (Tel: 06-6858-2257)
児童発達支援センター (Tel: 06-6866-2360)
- ・施設入所申込について: 子育て給付課 (Tel: 06-6858-2252・2253)

(2) 注意事項

- ・申込は4月入所のみとなります。年度途中での入所はできません。
- ・受付期間を過ぎて申し込みをされた場合は、次年度4月入所からの対象者となります。
- ・「障害児等で特に集団保育を必要とする児童」として入所している場合、年度途中での転所はできません。毎年4月での転所を受け付けさせていただきます(2号・3号認定の場合)。